

契約書式の戯文

——徳川時代庶民契約意識の一斑——

目次

一 はじめに

二 契約書式の戯文

(一) 『諸用 付会案文』にみる契約書式の戯文

1 奉公人受状 2 寺請状 3 店受状 4 屋敷売券状 5 送状 6 借用証文

(二) 奉公人請状の戯文

1 野菜青物づくし 2 魚づくし 3 鳥づくし 4 酒づくし 5 金銀錢づくし
6 雷づくし 7 地震づくし 8 異国づくし

(三) 寺請状・寺送りの戯文

1 寺請状 2 寺送り

三 むすびにかえて

一 はじめに

本稿で論及する契約書式の戯文について、最初に興味を覚えたのは、近世離婚法研究に先駆的論文を書いておら

れた春原源太郎の業績を収集していたときであったから、二十数年前のことになる。わずか見開き二頁の小文であったが、そこに庄屋文書のなかに控えられた宗旨手形（寺請状）の戯文があった。書式の戯文がいかなるものか紹介の意味で引用する。傍注は春原の施したものである。

宗旨
酒志手形之事

一樽屋町三斗目

かん鍋屋銀四郎かしや

あつ爛屋 吞 助

女房 おさへ

娘 おあへ

父 上かん

よふたり（四人）

右之者共代々上戸新酒浄土良宗にてめつ拙そうたん僧且ほう那二紛無之候、五八斗御法度も吞ハ不及申、義理切支しら舞丹転ころひ案びにても無御座候、万一如何様之義有之候ハ、めつ拙そう何方僧迄も罷出、一斗急度為吞込少も酔目見せ申間敷候、為おく送び一札（酔色）よふて如件くたくことし

赤面元年

美 淋 山

浮世月二日酔

白 酒 寺

不年寄

足元屋

与郎左衛門殿

酒づくしの寺請状の戯文である。酒ゆかりの語句がいろいろちりばめられている。書かれた順序にしたがえば、酒、樽、三斗、爛鍋、熱爛、呑助、無理やり酒を注ぐ「押さえ」、酒の肴の「和え物」、ほどよい酒のお爛である上爛、上戸、新酒、酒をあたためるための金属の器である「たんぼ」（ちろりともいう）、五八斗、一斗、呑む、酔目、酔う、おくび（嘔吐げっぷ）も出る。くだをまくの「くだ」、赤面、二日酔、味醂、白酒、年寄りでもないのに、酒のせいで足元よろよろなどである。証文の書留文言は通例「仍て如件」であるが、これを「酔って管くのごとし」といったもので、落語「たらちね」の落ちを思い起させる。その上で、春原はこのような戯文は「書式が普及していたことを示す」ものであるといい、「法律行為のために必要な要件を定め、これに適合する書式を定めるのではなく、書式を一定することによって、法律行為を定型化したこと」が徳川時代法の特色^②というが、この点は後に検討する。

現在、法律上の取引、たとえば借地・借家・売買などの契約をなすとき、膨大かつ複雑な場合でない限り、すでに印刷・販売されている書類に当事者の住所・氏名を書き込めば済むようになっていく。さらに、あまねく普及したパソコンに契約関係書式のソフトウェアをインストールしておき、同様に当事者の住所・氏名を書き込めば、直ちに一定の書類が完成される仕組みになっている。

徳川時代にも往来物の一種で、「用文章」という証文雛形集がいろいろ出版された。そこに載せられた書式に則って書いてさえおけば必要な法律行為は具備されることになるわけで、「用文章」という書式集の必要性もここにあったわけである。

ところで、筆者は書式の戯文に関心を抱いたものの、永くその実例をみいだすことはなかったが、年季奉公人請状の戯文を一例見出し、小文をものしたことがある。また近年、隼田嘉彦は「戯れ文について」^④をあらわした。隼

田は日本近世史専攻で長年にわたる史料調査の折に、一紙文書や帳面、村役人の「御用留」等に写しおかれたものなかに、政治や社会批判した「落書」以外のパロディに類する戯文を見出されて、これを検討されたものである。そこで取り上げられた戯文は、右に掲げたような宗旨手形(寺送り)二例、年季奉公人請状一例、触書と抗弁書の形をとった「蚤蚊虱三ヶ仲間へ御条目」一例である。引用された戯文は一枚物・冊子に限らず明らかに木版刷りや版本と見られるものは除外したというが、ここには在方における村役人層が、日常的に親しんでいた奉公人請状や宗旨証文などの書類の戯文に興味をおぼえた事実を証するものであり、かつ当時の知識階層の文化・教養の受容のありようがわかるというものである。

筆者はかつて書式の戯文が実用に益するものと考えたが、実用に供するなら用文章を参照すればよいわけで、庶民が書式の戯文をわざわざ一紙物の木版刷りにしたのはなぜなのか。

本稿では、ここ数年の間に筆者が収集した多種多様な書式の戯文を紹介することを主たる目的とし、あわせて書式の戯文を版行したのはなぜかの検討を試みたものである。ただ筆者の思わぬ誤解や、作者の意図した戯文の意味を把握できていない部分のあることを恐れるが、筆者の浅学菲才故と御宥恕いただき、ご教示をお願いしたい。このことを最初にお断りしておかなければならない。

二 契約書式の戯文

(一) 『諸用 付会案文』にみる契約書式の戯文

享和元（一八〇一）年刊行の浅葉庵音芳識『諸用 付会案文』なる小本の用文章がある（筆者所蔵）。内容は上段と下段の二部構成で、下段に手紙文の文例として年頭状・見舞い状・依頼状などを掲げ、たとえば年頭状は「天道様え年頭状」とし、すべてこじつけの戯文になっている。上段は後述の通り代表的な契約証文の戯文が「手形証文⁽⁵⁾」として載せられており、それらを以下に引用する。いづれも年号月日、差出人、名宛人の部分は省略されている。

1 奉公人受状

はじめに載っているのは、「男妾奉公人受状」である。奉公人でも男妾と特殊なものになっているが、後述するように最も多数の戯文の残存する「奉公人受状」の一種である。

高野六十那智八十男妾受状

一 此何左衛門と申者、当何之年六十八歳ニ罷成候、我等尻持を以貴殿方へ若衆妾ニ指出申処^(実止)一生也、御給金之儀は一ヶ月寺参散銭式百文ツ、可被下、御相對御仕着之儀は、夏さらしの越中^{えうちゆうふんじし}禪一ツ、冬紙子袖なし^{かみこ}羽織一ツ可被下御約束ニて御座候、若此者痔持^{ぢもち}二相成候歟、又は老衰いたし候ハ、早速孫子共^{まごども}二為引取可^{ひきとらせ}申候、尤此者棺桶^{かんおけ}え片足踏込罷有役害者^{やくがい}二付、脇より指構候者無之候、若左様之者有之候得は早速為引取、貴殿え少も尻宮持付申間敷、仍て受状如件

これは若衆妾奉公人受状である。若衆は男色関係を業とするもので、「高野六十那智八十」とは高野山・那智山には六十歳・八十歳で小姓（若衆）を勤めるものがあるとの意をうけたもので、それならば六十八歳の若衆もありうる話である。当時六十八歳はまさに年寄りであり、それにちなんだ語句として寺参、賽銭、老衰、棺桶に片足踏み込むなど、また若衆に関連して越中禪や痔持のほか、尻宮は持ちつけ間敷と、後で面倒・苦勞をかけないと誓約

するが、「尻宮」などやや破礼な表現である。

2 寺請状

つぎは奉公人受状についてよく見受けられる「寺請状」の戯文である。

(浄土)
上戸宗寺請

底抜町三升目

たんぼ屋徳 利 吉

女房 あ い

娘 し や く

同 つ ぎ

メ 酔 たり

此者共代々上戸新酒(浄土真宗)にて拙僧(旦那)単甫(旦那)ニ紛無御座、喰(くらひた)倒盗人酒(をれどろぼう)ニても無之候、若脇より手元杯と申もの有之候ハ、五升樽組重之者罷出屹度吞明可申候、酔(酔)て卷舌如管(管)

酒を主題とした寺請状である。先のものとは一部重なるが、順に酒をたしなむ、好きな人の上戸、「底抜」に呑む、三升目、「単甫」の漢字を当てた「たんぼ」、徳利、女房「あい」は他の者どうしが酒を飲み合っている間に割り込んで飲むこと、娘二人で、「酌」をして酒を「注ぎ」、新酒、盗人酒、組重に盛った肴で五升樽を呑み明ける、酔えば巻舌になり、管をまく。寺請状としては、上戸宗は浄土宗で、上戸新酒が浄土真宗の意であり、どちらとも決めかねる内容になっている。

3 店受状

三つ目は「店受状」の戯文である。

極楽蓮台店受

一此何助と申者、死際より能存知慥、成亡者ニ付、我等受人ニ相立、其許地面蓮の葉一枚借受申処、(実正)蓮台借賃之儀は祥月命日限急度勘定可申候、

一如来様より被仰出候邪淫妄語之儀は不_レ及_レ申、精進潔斎急度為相守可申候

一宗旨ハ、代々何宗ニ紛無之、則寺請状娑婆ニ取置申候

右之外如何様之六ヶ敷儀ニても出_レ来仕候節は、幽霊之儀ニ付、ちやつと消させ少も貴殿へ御難相懸申間敷候、為_二後生_一(誦)如件

死にまつわる極楽・地獄を主題にした店受状で、死に際、亡者、蓮の葉、仏性、蓮台、祥月命日、如来様、娑婆、後生などの語句がある。邪淫妄語は、殺生・重盗・飲酒とならぶ仏五戒の一つで、能「紅葉狩」にも「されば仏の戒めの道は様々多けれど、殊に飲酒を破りなば、邪淫妄語ももろとも」とみえている。さらに精進潔斎はきつと守らせ、幽霊はちやつと消えさせるとある。

4 屋敷売券状

屋敷売買証文の戯文である。

猫股屋舗売券状

化物町猫町二股所持之地面間口猫軒輿行遊敵ニ草生有之猫股屋敷、此度猫ニ小判猫十兩ニ売渡申所畜生也、(実正)此地面ニ付猫合よりちよつかい出シ候者有之候ハ、化猫罷出わつと駭シ可申候、為_二其一疋_一如件

年老いて尾が二つに分かれてよく化かすという猫股、その屋敷の売券状である。化け猫が主題で、「猫に小判」、

畜生、猫のよくやる「ちよっかい」、一疋（匹）と、関係する語句は少ない。

5 送状

荷物送状の戯文である。

風神送手形

一 風の神 一袋

右之通吹送申候、尤此節当地振出シ候間、西^{じのうみ}海着之上御改御引取可被下候、別ニうんすん水鼻^{みずはな}かミ付差進候間、何分^{おんはやらせ}為御時花可被下候

風神を主題にした送状である。風が吹き、寒くなれば「水鼻」も出ればかまなければならず、風神にすれば風邪は流行らせたいものということになる。右に「うんすん水鼻」とあり、後掲⑫にも「うんすうの鼻」とある。これはカルタのことではないと思われるが、しゃれの意味がわからない。ご教示を乞ひたい。

6 借用証文

借金証文の戯文である。

野干^{きつね}小判借用手形

一 金嘘八百両也

但きつねの木のは小判

右之木の葉何之入用も無之候へ共なぜか借用申所滅相也、引当として九尺式間之掃溜^{せうりゅう}壺ヶ所差入置申候、返^{かへ}濟相滞候ハ、何時ニても御掃取可被成候、此掃溜ニ付脇より葛^{くわ}西申者無之候、為芥地^{かゐりたゐ}仍て如件

狐が主題である。よく化かすので、嘘、木の葉の小判、九尺式間はいわゆる江戸の長屋の広さで、そこから出る

掃き溜めが担保という。また、葛西はその農夫が舟で江戸の糞尿を運ぶことで知られている。

(二) 奉公人請状の戯文

1 野菜青物づくし

まず、はじめに野菜青物、すなわち植物づくしの事例を掲げる(筆者所蔵)。これには庶民夫婦と思われる男女が一枚刷りの真ん中下の部分に描かれているが、野菜青物づくしとは不似合いで、その意味はわからない。また表題の真下に「茶吉板」とある。これはこの刷りの版元が「八丁堀 松坂屋茶吉」であることを意味するものと思われる。

① 奉公人請状之事

茶吉板

一此茄子次郎と申者、生国は加州むかご郡しねんじよ松だけ村にて、心ほうづき松露(正路)なる者に御座候二付、
 わらび(私)ども請にんじん(人)に罷立、木(貴)うり方へおかう(御奉)に差出申処実正也、葱(年季)之儀ハ、当ほそねの大こんよ
 り来ル路の臺(巻)迄中年九年母二相究、御給金柑として木の芽さんしよ、たて芋(只)うけ取申候、御仕着之義ハ、夏
 ハ青とうからし一ツ、冬ハ新まいの木の一ツ可被下候事

一宗旨之義ハ、代々生姜宗(御土)にて、寺ハすな村山げんばく寺、唐なす和尚旦那(給)まくハ無御座候、御初茸(法度)之ゆり
 したん宗(丹)にてハ無之、もし此者之義二付、分葱(脇)よりかれきこれと申候か、又ハでかばちないふた又大根の心
 を出し、御台所の女中と三ツばせり、昔(チヤ、いちや)つき牛蒡の約束などいたし、御大切のへちまのやうな南瓜を
 もつて、とり(取)にげ(逃)かみ(穴)なりほし(巻)とう仕候ハ、わらび共罷出急度油(を)□(を)り、らつきよをつけ、貴殿へ(少)わさび(し)

も黒(御苦勞)こま相懸申間敷候、為後日くだものなしのごとし(件)

茗荷二れん

いんけんさ、け丁

竹の子ノ三月

芋むし五郎五郎店

受 人 塩おしや瓜四郎

えんの下や土物店

丸あけ丁

池主はす右衛門店

武藤栗之丞様(無糖)

人 主 山のいもやとろ六

この戯文には多くの野菜・青物が書き込まれている。順序にしたがって列記すると、

茄子、珠芽、自然薯、松茸、酸漿、松露、蕨、人參、胡瓜、葱、(細根の)大根、蒔の臺、九年母、金柑、木の芽、山椒、芋、青唐辛子、新米、茸、生姜、唐茄子、真桑、初茸、百合、二股大根、三つ葉、芹、苜、牛蒡、糸瓜、南瓜、かみなりほし、らつきよ、山葵、黒胡麻、梨、茗荷、筍、隠元、ささげ、瓜、蓮、山芋、栗

などである。四十五種の野菜果物等が登場している。またこれらに関連したものもいくつかみられる。

これらを漬けた香の物である「香香」、野菜・青物はもっぱら「台所」で使われ、「女中」が立ち働き、調味料に砂糖は用いず「無糖」にしたり、「塩おし」にしたりする。山芋は「とろろ」汁になる。ときに野菜等は「大鉢」に盛り付けられることもあった。また枯木や果物の語句も出ている。

宗旨に関連して「げんばく寺、唐なす和尚」とあるが、これは「玄白なすび」、すなわち蘭学者杉田玄白が広めた茄子からきたものである。これが肥後(熊本)の民謡「おてもやん」に「ピーチクパーチクひばりの子 げんば

くなすびのいがいごん」として伝えられたものである。

また差出人の一人は長屋の住人で、その家主の名は「芋むし五郎五郎」とあるが、これはわらべ歌の「いもむしごろごろ、ひょうたんほっくりこ」からきている。

② 奉公人請状之事

一此瓜助と申者ハ、生国は加州みかんの小じゆづ村出生の者にて、心ほうづき生ろうなる者ゆへ、わらび共受人じんニ罷立、木瓜様方へ御ほうこうニ差出し申所てん実正也、御根ぎの儀は、つちのへうどの三月ねいもほつたり三月大根迄中九年ほうニ相定、御きう金かんとして紀の国みかん三ツ只いも慥ニ受取申候、御四季せの義ハ、夏ハすゝし嶋の瓜一ツ、冬ハ木綿の木の一ツ可被下候、宗旨之ぎハ、だいせんまい宗にて、寺ハ浅草のりくわへ山蓮根寺、檀且ニまくわ瓜無御座候、万一此者とりおつまみなでかばちなへ二また大人三葉せり候時ハ、早速わらび共たね柿出し木瓜様へはけしつぶ程も黒ごま相懸申間敷候、依てしやうもん直段之事

桃栗三年

受人 あらめはし

柿八月十六さ、ぎの日

せり右衛門

人主 八百や

くず右衛門

奉公人

ゆずや九兵衛殿

瓜 助

内容的には①とかなり類似している（筆者所蔵）。三十三の野菜・青物が登場しているが、①の請状に見られな

いものに、蜜柑、柚子、心太、根芋、橙、薇、浅草海苔、慈姑、蓮根、柿、桃、荒布、葛がある。関連するものとしては、「土・表土」は「掘ったり」して耕し、「種・苗」を植え、収穫する。「八百屋」には「四季」折々の収穫物がならび、区々の「値段」がつけられている。年号は桃栗三年柿八月となっているが、実がなるまでの年数をたとえた「桃栗三年柿八年」からきている。

「御奉公」のことを①の請状では「お香香」と言っているが、②以降では「牛蒡ごう」と牛蒡をあてている。

③ 青物年季証文之事

一此せりと申女、出生ハみかん之国ちんびごほりゆうかうじ村、心松茸(正)せう路成者ゆへ、かうたけきうり様へ
 ごぼうかう(御奉)にさんせう(谷)仕候所実正也、然る上ハ、うどの三月より芋の三月迄中九ねんぼうとあい定め、
 請取とてんじつしやうがなり、御取次としてくさつたきんかたつた五つばだんなめう(直)にして二股大
 根三ツ葉(實)に候へ共、ちよつ共そつ共いも頭様へけし程もこまふりかけ申間鋪候、依て宗旨ハ代々南無妙
 法れんそう浅草苔三枚くハへ山れんこん寺きんなん和尚ニ紛無御座候、青物一札仍て如件

桃栗三年柿八月

奉公人 せり

茄子ノ吉日

請人 竹(節)の幸右衛門

大根屋瓜右衛門殿

これは薰々房著『吾妻土産』（嘉永五年刊、東京都立中央図書館加賀文庫本による）に載せられたもので、青物年季証文之事の前に「青物尽奉公人請証文」と題が掲げられてある。女性奉公人についての請状である。ここでは「ごぼうかう」と御奉公が「牛蒡・香香」と二重になっている。ここにも三十二の青物があるが、①②にないものは、陳皮、柚子、革茸、独活、芋頭、芥子、ほうれん草、銀杏である。

文中に、旦那は夫婦でありながら、奉公人「芹」と二股をかけて密通（三ツ葉）がまじきことがあっても請人が引き受けて少しも迷惑はかけない旨が書かれている。女性奉公人ならでのことである。

④ 奉公人請書之事并ニ野菜青物尽

一 路フキと申女、生国は丹波栗國極柑郡柚子村之百姓椎茸梨子藏之娘也、心は鬼灯ホウゾク松露成者にて、此度京都荒布通り椒屋胡瓜サンシヨ様え午房公御奉ニ指上候処実正明白也

宗旨は紫センマイ薇宗旨種にて、芋土浅草海苔町三枚目烏クハイ以山蓮根寺銀杏和尚之檀那ニ紛レ無御座候、若又切昆布切支丹宗と申者於有之ては、若布共ニ罷出鍋様え急度御叱仕候、猶此娘之取菜シヨサイ荏菜ニ又ハ大根抔仕候節は、和布共袖子迄種柿ニ出、胡瓜様え芥子粟粒程も素麵ハ掛間敷候、扱又給金之儀は、金柑三俵売払、醬油にて相渡、但シ又着類之儀ハ、夏ハ角豆之帷子幕にて小豆幕ヲ凌、冬ハ香茸之綿入幕にて干瓢幕ヲ防キ、右此粉がらしを以急度焼婦仕候、依之為後日之野菜青物一札如件

桃栗三年

湯豆ふや生姜

柿八月茄子吉日

請人

八百屋芹右衛門

菟若や疎菜

山芋屋堀右衛門様

御一見之上大笑天ニ響事と存候

この戯文は隼田の紹介されたものである。⁽⁸⁾かれはその末尾「御一見之上」云々の部分に注目され、「宛所から少し離して料紙の奥に書かれており、文意からしても、某（作者）から某（所蔵者の先祖）へ送ったことを示す文言であることは間違いない。」と指摘される。筆者には「作者から所蔵者の先祖」へ送ったとまで読み取れないが、

その送られた本人（所蔵者）を大笑いさせ、その声が天に響くほどであろうという作者の誇らしそうな様子とみた。そして「このようなもの——確かに愚にも付かないものであるのかもしれないが——を遣り取りして、『天に響く』」ほど『大笑』いすることのできた一群の人々の存在」をきわめて興味深く思われるのである。この戯文は他の戯文に比べて「かな」が少なく漢字が多い。そのことは作者と所蔵者がともに博識な文化教養の持ち主であったことから、庶民対象の一枚刷りのように「かな」を多くし、ルビをふる必要がなかったのである。作者自身が考えたものというより、むしろ送り手である作者、実は一枚刷りの筆写者が、その筆写の過程で「かな」を漢字に改めたものと考えたい。なぜなら、表題に「奉公人請書之事并二野菜青物尽」とあり、吾妻土産のような版本の一部もしくは一枚刷りと推測されるからである。

これも女性奉公人に関する請状で、この戯文にも三十の野菜青物がみられるが、これまでにないものは、蔞、椎茸、切昆布、若布（和布）、粟、素麺、角豆、小豆、干瓢、粉がらし、焼婦（麩）、崑若（蒟蒻）である。また蜜柑は横柑、ささげは（大）角豆、さらに酸漿（ほうずき）を鬼灯、山椒を椒、慈姑を烏以など、わざわざルビをふり、異なった文字をあてているのも奇を衒ったものであろう。ほかにも鍋、山芋を堀（掘）る、給金は金柑を三俵売払って、醤油で渡すなどあり、差出人の屋号には八百屋のほか、湯豆腐屋・蒟蒻屋とみえている。

2 魚づくし

つきには、これまで四通見出している魚づくしの戯文を掲げる。⑤の戯文（筆者所蔵）には当て字がかなりみうけられる。他の戯文との違いを強調するためと考えられる。たとえば、鰻は魚偏に西の下に且を旁（これは鱧の誤字と思われる）、フグは魚偏に夫と魚偏に具である。鮪は鱧と書かれることもあった。鰻は正字に改めた。すっぽんは鼈の一文字でよいものを扼鼈としている。

などである。三十六種の魚が登場している。また魚に関連し、「生臭」の魚は、「勝手」つまり「台所」で調理されるが、「無塩」で生のまま食したり、「塩」を振りかけたり、保存のため「塩引」にしたり、「あんかけ」、「荒煮」のほか、「雑魚」も煮付けにし、ときに「目刺し」、「魚田」、「背開き」の「干物」、「塩辛」や「蒲鉾」も「飯台」にのる。「鱈魚鱈」とはお店の大切な金を持ち逃げすることであり、「台所の女中と魎鯉」とは、女中と不義の意であろう。また蛸の天蓋とあるが、天蓋は僧侶の間では蛸の隠語である。落語「こんにやく問答」では居候が蛸の隠語が天蓋であることを知り、酢蛸のことを酢天蓋といって笑わせるところがある。また、なにより江戸で珍重されたのが初鰹である。

⑥ 年季奉公人請状之事

一 此鯛之助と申者、生国ハ大海之国浜辺郡七里村ニテ、慥成魚ニ御座候ニ付、鮑共鰻ニ罷立魚田方え魴鯉ニ目差鯛申候所実正也、年季之儀ハ、水之上子ノ三月より暮之塩鰹迄中年田作ニ相極、御給金として鰻鯉鯉海馬ニ受取申候、御仕着之儀ハ、夏ハ背開之干物一ツ、冬ハ無塩生海鼠一ツ可被下候

一 宗旨之儀ハ、代々蛸ノ天蓋宗ニテ、寺ハ芝蝦雑魚場塩辛山鮫鯉寺、生翻和尚且那紛無御座候、御勝手之鯉鯉宗ニテは無御座候、此者義脇より王餘魚鰻と申候歎、又ハ御大切之金魚ヲ持 鯉 鯉仕候か、又ハ台所之女中と鰻之沈亀煮煮杯仕候ハ、鮫煮共早速罷出急度埒明、魚田方へ鯉も鯉にあんかけ申間鋪候、後日のさめ証文仍て鯉のことし

鯉のこくしよう壺丁目

鯉烏賊元年

請 人 鱸屋 半平

いなのはつ松魚かつお

鰻の鉄炮汁下もの店

人 主 鯛屋この四郎

飯台屋飛右衛門殿

この戯文は俳山亭文庫旧蔵文書である。前の⑤と奉公人の生国の部分と差出人の部分と異なるだけで、ほぼ同文である。したがって、⑤にない魚はわずかに鯉と鱸だけであり、このほか、鉄炮は鰻の異称であるから、鯉こくとそろえて鉄炮汁と洒落ている。「生ぐさ」のくさ(臭)には香偏に非の旁。これは作者の独創か、言いえて妙である。

つぎの戯文には真ん中下の部分に粹にこしらえた姿の武家らしい男女が、女性(姫)が男性にもたれるように横たわる様子が描かれている(筆者所蔵)。あるいは歌舞伎の一場面かと思われるが筆者にはわからないので、これはその写(部分)を掲げておこう。

⑦ 奉公 ほうぐ 人受状之事

一此おこぜと申者、生国ハむつの国あいなめ郡なまずの庄飛の魚村ニて、慥成あなごに御座候、わらさ私共請人(相)あゆ立の魚ニてぎよ(貴)でん方へ目だかほう(奉)にさしみ出シ申処実正也、年季之儀ハ、当いな(家)の塩(正)がつ(月)をより来ルたらの年迄丸三(年)ま年と相ひらめ、御給金ぎよとして赤にし五十、鳥がいとして銀魚六十まい、あし(脚)かに受取申候、御仕着之儀ハ、夏(夏)はくさやの干物一枚、冬ハふん(布)のなまこ(子)一ツ被下候事

一龍宮御法度之儀ハ不及申ニ、御海(海)の御作法相背申間敷候、若又此魚御台所のわかさ(若)ぎな(巻)ぞと、うなぎの様ニぬら付廻り、どぜうの様ニはね出シ、すつ(筋)ほん(弁)かめ(欠)おち(巻)等致候ハ、魚取したる魚鯛(代)ニても、御給金魚なり共さし上可申候

一宗旨之儀ハ代々たこの天^(台)がい宗^(台)にて、寺ハさめがはしか
 まほこ横町赤ゑい山あんこうじ、どろがめ和尚且那二
 まぐる^(船)無御座候、御法度之ぶり^(切)したん宗^(月)にてハかつハ無
 御座、若此魚の義二付、横合からかれい^(後)やちと申者御
 座候ハッ、わらさ共罷^(私)出^(急)きすとあじ^(度)あ^(珍)け、少しもぎ^(明)よ^(實)でん
 方^(苦)へ黒^(劣)たい相懸申間敷候、後日のさめ料^(為)て鯨^(仍)如件
 かにのこうら三めん
 はらの三がつを
 あハびやゑび蔵^(本)たなご
 にしんばし小ぶ^(船)な丁^(日)
 受人 いわしや 清吾
 はぜ^(心)丁堀あさり^(心)がし
 こはたや此四郎店
 ますやじやこ八

鈴木たらの守様御内

石持鯉之丞^(種)鯖

この戯文には五十五種の魚がみえ、もつとも多くの魚が登場する。これまでの⑤⑥にみられない魚に、虎魚、鮭、鮎魚女、鯰、穴子、稚鯉、鮎、メダカ、鱈、秋刀魚、平目、赤鯷、鳥貝、銀魚、公魚、泥鰌、亀、鱒、鱒、鱒、黒鯛、鱈、鯨、小鮎、鯰、鯨、鯨、浅鯉、小鮎、鱒、鯖がある。魚に関して、海の底の「龍宮」や料理としての「刺身」や「くさや」の「干物」、「雑魚」



などがみえている。また年季について「当いな塩がつをより来ルたらの年迄丸三ま年」とあるのは、「当亥正月より来ル寅の年迄丸三ヶ年」のことで、戯文に仕立てながら併せて正確な年月を記したのはこれだけである。銀魚は淡水魚ギバチの東北・関東の方言ということ、この戯文は江戸発行のものと思われる。

つぎの戯文はわずかと紙二丁で、紙縫りで綴じられたものである（筆者所蔵）。表紙には聴衆を前に僧侶が講釈をしている絵があり、綴じた部分にそってタテに版元「大坂日本橋南詰壺丁東へ入本安板」とある。絵の上には「江戸十編舎一九作 新ばんおどけ文句」とし、左ヨコに「魚づくし口あい 奉公人請状之事」と「并二酒づくし 新酒手形之事」と二行に大きく書かれている。「十返舎」が「十編舎」となっているが、明らかに一九を気取ったものである。

⑧ うをづくし

奉公人請状之事

口合もんく

一 此四郎と申者、生国京都蛸薬師魚の腹腸屋町ひつかけ上ルとんびの小路丹後屋鱒郎借家骨屋辰右衛門伴、前より能存田主なる者ゆへ、我等請人に太刀魚仕かまほうこにつなし候所美正也、年之儀は骨正月より三月桜鯛迄、年切給銀として鯨銀三ツはつの身百目慥ニ請取、から鮭なく候、仕着せ之義ハ、夏ハ鱈帷子、冬ハ鮎木綿嶋布子并二いとより嶋の帯一筋被下候約束にて御座候、

一 御はつとうくらげ切身たんど漬ころ鯛のすじ鰹にて鯨なく候、宗旨之義は、鯛々めぐろ山ちんかう院の寺中鯨じるしに無相違候、且又此者年の内鯛なる干物鯉、其上不義鯨事致させ申間敷候、若取逃掛鯛仕候て、いづくへ飛魚がざみするめ共請人罷出、早速青魚子いで蛸候て、定之通年切身馬刀急度相勤させ可申候、若御氣にいりがらに候ハ、直さまかハリさつ鯖いりこ仕候、鯨事に付鱈方よりいか成義申候共、此鯛鯨にて埒

明きすごほども其元へ鰻かけ申なまずく候、ごまめのため一合よつハてハ売らんのごとし^(為)

奉公人 此四郎

魚嶋宝年

京都蛸薬師魚の腹わたや町

はぜの九ウ月

ひつかけ上ルあらや九郎兵衛かしや

親 ほね屋辰右衛門

大かたから物町めぐろやすき

請人 すつぼん屋鱒七

鯨屋 鯉之助殿

戯文は一丁裏・二丁裏にある。魚は三十五種見えるが、これまでにないものに田螺、鰯、鮭、水母、蛸、鱒、青魚(箭)子、馬刀(貝)、鱧、鱒子がある。鮭がはじめて登場する。ここでは鰯について、桜鰯、糸縊り鰯、胡廬鰯、懸鰯などかなり知識豊かなことを披瀝している。「ひっかけ」は釣りのテクニクの一つ、また魚に関連しては、腹腸、切り身、炒穀、珍肴、干物、スルメなどが見られる。実在の地名・京都蛸薬師に居住する者が奉公に上がったとあるが、版行の大坂でも有名だったのであろう。

3 鳥づくし

つぎは鳥づくしであり、俳山亭文庫旧蔵文書である。鳥にはすべてルビがつけられているので、ここでは原本にしましたがってルビを付した。

⑨ 年季奉公人請状之事

一此鳥勘左衛門と申者、生国ハ鸚鵡国黄鶏郡豊眉村にて、慥成鳥ニ御座候ニ付、羽白とも鶺鴒ニ罷立、貴殿方へ

4 酒づくし

一枚刷りの「酒づくし」の戯文である（筆者所蔵）。真ん中下の部分に、大盃を持って酔った様子の羽織袴着用の若者と、そばには割れた一升徳利が転がっている図が描かれている。

⑩ 上（じようご浄土） 戸跡引状之事

一此ずぶ六と申者、大酒吞たをれにて、生国八池田国伊丹郡生にて、くだまき生酔なま酔ひ慥成者二付、味りんども受人に罷立、あくねやせ（焼酎）うちう方ほんなおえ本直シ御奉公ニ差出申候処実正也、寝酒（年季）之儀ハ、白酒の三月より中年酒に相定め、御仕着之義ハ、夏五六八にてかけ付三ばい、冬は剣びし嶋一枚可被下候

一泡盛様（御法度）五八升之義は不及申、居残り跡引等可致候

一宗旨之義ハ代々酒ハそこなしわへい〜宗にて、寺ハ新川一本生割いっほんぎなし新道諸白山万願寺あまざけ和尚旦那（生）ニせうか無御座候、御法度之地廻り酒にてにぎり無御座候、若又横合よりあいのおさへの無理酒吞せられ、又ハ座敷中え小間物見世などを出しられ、二日醉存候、以くかんさまし共早速罷出、貴殿え盃さし申間敷候、依てくだまき上戸如徳利

よ（養）うろう九年酒

たらふく吞兵衛大工町壺丁目

樽の正月

よひさめや水八店

中くみやどぶ六

□店山川横丁

樽下たら〜しん道

あさから吞右衛門殿御内

吞ぐちやたらり右衛門

御神酒どの

したみやあし

これは、酒と酒を呑む人と酒の産地などでつづられた戯文である。酒を嗜む「上戸」、「吞兵衛」といわれる程度ならよいが、「跡引」の「大酒呑」で「底なし」に「たらふく」呑み、「くだまき」、正体のない「ずぶ六」が奉公人である。ときに「座敷」に反吐を吐き「小間物見世」を出し、あげくは「二日酔」、それでも「酔い覚め」の「水の美味いこと」、これは下戸にはわかるまいとうそぶく様子がみえる。下戸や「生酔」の者に「あい」の「おさへ」のと「無理酒」は御免だが、「朝から」「御神酒」を呑んで、「呑み倒れ」、つまり呑みすぎて倒産などしないように気をつけよう。「寝酒」でぐっすり寝ることが出来れば「酒」も百薬の長である。

各地に「地廻り酒」はあるが、大坂の「池田」や兵庫の「伊丹」は清酒の名産地として有名で、灘の生一本（當時は一本生と言ったか）といえは「劍菱」である。それらの下り酒は江戸の「新川」で荷揚げされる。また焼酎といえは、鹿児島島の「阿久根」、琉球の「泡盛」も知られている。

酒そのものについて、上等の「諸白」、純粹で「割なし」の「一本生」、調理に用いる「味りん」それと焼酎を混和した甘い「本直シ」、甘味豊かといえは「白酒」に「甘酒」、甘酒には「生姜」がつきもの、「にぎり」酒は「どぶろく」ともいい、「中くみ」はその一種。酒は「徳利」から「盃」に入れて呑みますが、「樽」の「呑ぐち」から「たらたら」「たたり」と滴る「したみ」酒は悪しく、「かんざまし」もいけません。宴席に遅れた者は、大きめの「五六八（茶碗）」で「駆付け三杯」を所望されます。

年号の「養老」は奈良時代、元正天皇期の年号にあるが、養老元（七二七）年から八年までで九年はない。

5 金銀錢づくし

一枚刷りの「金銀錢づくし」の戯文である（筆者所蔵）。真ん中下の部分に、豪華な衣装に身を包み脇息にもたれる大店の主人然とした「一分銀」と黒の羽織を着て正座している番頭風の「天保通宝」の絵が描かれている。写

しを掲げる。

⑪ 奉公人請状之事

一此百せん太ト申者、生国からかねい物郡いびつ村出生ニ
 て、懃成重宝二付、びたせん共受人相立、金銀方へ両がへ
 に差出シ申候所通用也、年季之義は、当百の九十六文よ
 り来ルびたの八十八文まで百文二付、御とりかへとして
 切ちん八文懃二受取申候、御しきせの義は、夏ハ文せん
 一文、冬ハ二十忝なミの小もん形一枚可被下候事

一御ふじゆうさまながらつりせん一切無御座候義ハ申二不
 及、時の相バ相そむかせ申間敷候、若此者御大切成四文
 せんを持、かけおちいたし候ハ、人代りニハ七十二文
 計りのぬけせんを差上、かん定無ちや二仕べく候事

一宗旨ハせけん一とう宗にて、寺ハ銭が内藤新宿商人山
 なんじうじふつてい和尚小せんにまぎれ無御座候、御法
 度のやけせんにてハ無之、尤此者義二付、外より両がへ
 等申者無之、万一つりせんやかましく申者有之候ハ、
 びたせん共まかり出、半すじよりつりを出し大せんへ少
 シも御くろう相かけ申間敷候、御らん之為両がへや依如

奉公人請状之事

（此百せん太ト申者生国からかねい物郡いびつ村出生ニ
 て懃成重宝二付びたせん共受人相立金銀方へ両がへ
 に差出シ申候所通用也年季之義は当百の九十六文よ
 り来ルびたの八十八文まで百文二付御とりかへとして
 切ちん八文懃二受取申候御しきせの義は夏ハ文せん
 一文冬ハ二十忝なミの小もん形一枚可被下候事）

（御ふじゆうさまながらつりせん一切無御座候義ハ申二不
 及時の相バ相そむかせ申間敷候若此者御大切成四文
 せんを持かけおちいたし候ハ人代りニハ七十二文
 計りのぬけせんを差上かん定無ちや二仕べく候事）

（宗旨ハせけん一とう宗にて寺ハ銭が内藤新宿商人山
 なんじうじふつてい和尚小せんにまぎれ無御座候御法
 度のやけせんにてハ無之尤此者義二付外より両がへ
 等申者無之万一つりせんやかましく申者有之候ハ
 びたせん共まかり出半すじよりつりを出し大せんへ少
 シも御くろう相かけ申間敷候御らん之為両がへや依如）

天保丁丑年
 此りのある所
 全銀方
 強をの取



件

銭の高輪ねあげ町

天保やす年 請人

大せん為右衛門店

つりのない月

もう出シても与かん平

小せん新(吹)ぶき丁

人主

なげちやかけ右衛門店

そつと屋四郎兵衛

金銀屋

徳右衛門殿

これまでの戯文と趣を異にし、奉公人請状にこじつける風はほとんど見られない。当時の貨幣とそれに関連することを列記した観があり、あらわれるのは、鑿銭、京都方広寺の大仏をくずして鑄造した文銭（寛永通宝）、四文銭、百銭、二十毫波の小紋形、これは寛永通宝の裏の波紋のことである。また新貨を鑄造する「新吹」のほか、「百銭」、「唐金」、「鑄物」、これは「いびつ」にも「焼け銭」にもなる。「重宝」な「金銀」もときに「両替」して、「通用」するが、九十九文から八十八文までとあるのは「相場」のことで、これに左右される。「百文二付」「とりかへ」の「切ちん」つまり手数料は八文とか、「つり銭」を「勘定」して渡す。寺は内藤新宿の「商人山難法寺」で住職は払底和尚、貧乏寺は小せん(銭)のみ。御大尽は大せん(銭)を貯めこんだ商人というところか。「投げちや、欠けるからそつと」しろとあるが、貨幣のことでなく、茶碗などのことであろう。金持ちには「もう出してもよかんべい」と祭りの寄付など催促される。

6 雷づくし

一枚刷りの「雷づくし」の戯文である（筆者所蔵）。これにも真ん中下の部分に、風神・雷神の二人が相談している様子で、やや滑稽な顔付きで描かれている。これもまた写しを掲げた。

(12)

ほうぐへ逃状の事

一此あら四郎と申もの、生国ハ風さの国辰巳郡早手村出生にて、怪気なる風来ものに御座候間、荒魔ども失人に相立、雷でん方へほうぐへに逃出候所殺生なり、並木之義ハ、当吹折の八月廿五日の夜より翌六ツ時までと相きハめ、困窮人の義ハ損料七分の割合を以風雲吹かへしとして家根板瓦ふらされバク候、御仕させの義ハ、夏ハ佃嶋の水浅黄ひとへもの一ツ、冬ハ破格子のすのこ一枚可被下候

一諸方木様御破損の義ハ申におよはず、御家のぶさほう相たをし申ましく候

一愁傷之義ハ、代々一向菱中にて、寺ハ人□筑地門ぜつ地中本堂院つづれんじ大破に紛れ御座なく候、もしこの者か女中方の閨をつぶしうんすうの鼻あらしをさせ松杉の



大木をねこきをなし折逃(取逃・穴落)家根落等致候ハ、荒魔早速うかれ出雨戸こちあけ可申候、あらしの雨ふつてむさん(無)の如し逃

難洪ふきやしき

大風百年目

家なし飛蔵店

八月廿五日

失人(譜) 並木や多尾四郎

浅草雷神門前

とんださハギ町

鳴神屋

木戸(人主)なし ふみぬきや釘蔵

五郎右衛門殿

ここには風、雷電、風雲、雨降り、大風などによる災害の様が語られている。被害は方々が破損・倒壊・大破し、家根板瓦も落ちてわれ、大木の根抜き、並木も倒れ、まさに無残な有様は「とんだ騒ぎ」で「ご愁傷さま」ということになる。「女中方の閨を潰し、うんすうの鼻(花)あらし、大木をねこき(根)をな」すとは、花を嵐で散らすことで、不義の申掛けを暗示しているか。「鳴神」は歌舞伎十八番の一つであり、雷は五郎五郎と鳴る。嵐のあとは寺も大破、文字通りの「潰蓮寺」だが、江戸の浅草雷門は磐石、かつ有名である。

7 地震づくし

一枚刷り戯文を筆写したものと思われる(筆者所蔵)。これにも真ん中下の部分に、女着物姿のなまずと失意の様子にみえる商家の旦那が向き合って描かれている。筆写者が一部に彩色を施して描いたもので、そう上手とはいえないが、雰囲気は伝わってくる。

⑬ ちしんほう(万々奉公) ゆり状之事

一此ゆり助と申者、生国かしま□郡ゆるぎ村にて、慥成ぐら付者二付候共、請人に相立、いへんえいたぶりぞうえゆり出し申候所ぢしん也、(地儀、実正)年季之儀は、去ル未信州より八年めに相当、御きう近国(給、金)として越後三州慥二をどろき申候、御しきの儀ハ、夏ハかた〜じま振え物一枚、冬ハみじんつなみぬのこ一枚(希、子)、下されへき候事

一上方筋五畿内五ヶ国之儀は申ニおよはず、四国・九州まで相ゆるがせ申候、若此者夜中おさん殿のねまへはいこみ、(内、証)ないしやうのぢしんいたし候か、又ハ御大せつなる土蔵をこわしゆりにげかべおち致し候ハ、急度したる右官(しゃかん)をもて早速埒明可申候事

一宗旨の義ハ、豆州さぶどう(願動、曹洞、派)はにて、寺ハ下田千軒町ミなこけ横町ぐら〜さんつぶれじなむさんほふつなみまきれ御座候なく候、(御、法、度)五八そのの南舟(舟)にてハ無之、若此ぢしんの儀に付、諸国ニてゆり出し候者無之、万一ゆりかいし等致候ハ、我等ぢしんにまかり出、かなめ石を以てぎうとおしつけ、きでんえす(し、懸)も御くしん相かけ申候ま敷候、五七の留一たんゆつて九ハ病の如し

しんどう元年

いなかけん(願、寺)のんじ門前

なまづ十一月

家主つぶれ兵衛店

請人 五へ出シ屋火事兵衛

あさからゆり道り町

にけだし横丁

大阪町屋敷大家之打寄場

ひびきや大地郎店

橋ぐ屋をち右衛門様

ふるへやこわ右衛門

地震づくしの戯文である。地震の様子として、揺り、揺るぎ、ぐら付、甚振（いたぶり）、振え、土蔵を壊し、橋が落ち、ゆりかいし、方々に異変が起き、ときに津波も発生する。その地域は信州に始まり、近国の越後・三州、上方筋五畿内五ヶ国、四国・九州までも揺るがす。人々は驚き、怖くて震え、逃げ出すことになる。「おさん殿の寢間へ入り込み、内証の地震をする」とは、その行為がいささかのゆれを伴うので地震にたとえたのであろう。また、落ちた壁は腕のよい左官に埒明、つまり土明けさせるといふ。奉公人の旦那寺は豆州下田千軒町皆こけ横町のぐらぐら山潰れ寺という。文書の日付けは「震動元年鯨十一月」と、地震が鯨によつて起こるといふ迷信に由来する。

8 異国づくし

⑭ 異国奉公人請状之事

一此ペリ（ペリ）なめ助ト申者、生国アメリカ合衆国ニテ、慥成毛唐人ニ付、ヲロシヤ共請人ニ相立、きでん（貴）えこふ（交）ゑき奉公ニ指出申候処実正也、年季之儀は、去ル六月より正月迄おあいだ六ヶ月、里数之義は海上五千里ニ相定メ、此度御（御向）子慥ニいた、き申候、御仕させ之義は、夏は御固メ之大名嶋一枚、冬ハ（蒸気船・上客機）じよきせん之茶嶋一枚可被下候事

一御台場御備へ之義は申ニ不及、海が（作）ん御佐法相守可申候事

一宗旨之儀は、代々鉄砲宗旨ニテ、寺ハ音羽ひゞき横町石火矢山大筒院ほらふき和尚ねらいは（前）つれ無御座候、御法度の切支丹イギリスニテハ無之、若又此者女嶋えぬけ（抜）しま（愚）いたし、内証のこふへきなといたし候か、又ハ唐天竺え欠落致候ハ、人替りニハ急度したるハア（異）成毛唐人指上、御固メ之御間ニ合ぬよふ可致候、此者儀ニ付、いこ（異）こ（国）ふ（交）ゑき（愚）等申者無之候、万一度来致候ハ、我等引受、きでん（異）え少も（寄）くろ（交）ん（交）ば相懸申間敷

申候、後日くれは大筒うつてみぢんの如し

又北黒舟丁夜バン屋敷(米)

武徳元年

火之元大事郎店

味方ハか(加藤火笠)とふ

かた目屋厳十郎

寅三月

あめりかかへり町

天下屋太平店

何んとやした右衛門

御武家屋

つよ右衛門様

『福井市史』¹⁰からの引用である。その解題では、「内容はナンセンスといえなくもないが、作成には相当の知識を要したものと思われる」とある。かつて村役人宅に所蔵されたもので、当時の当主が考えたものか、筆写されたものかはわからない。これまで見てきた奉公人請状の戯文としては、最も典型的な内容になっている。すなわち、第一項で奉公人の身元保証、年季、仕着せ、第二項で御法度遵守のこと、第三項で宗旨(切支丹でないこと)、勤め中の異性交渉や駆落ちのときは人替わりを差し出すこと、この者について脇よりかれこれ申す者あれば請け人が引き受け雇用主へ迷惑をかけることが記述されている。

欧米人を「毛唐人」と蔑称しており、アメリカ合衆国、ロシア、イギリスが登場する。アメリカからペリーが通商を要求して「黒船(蒸気船)」で「又来」たこと、再度の来航をパロディーにしている。日本側は御台場をはじめ警備を「厳十(重)」に固めることを余儀なくされる。「鉄砲」「大筒」が「響き」、「火の元」「大事」にし、二

百年の「天下太平」を「何と」したものであるうか。久しぶりに「武徳」が求められ、「寅（虎）」退治の加藤清正か、「火盜（火付盜賊改め）」の武勇が味方だったのか。さらにまた「後日来れば」「大筒撃つて微塵の如」くに、やっつけてくれようという勢いである。

(三) 寺請状・人別送りの戯文

寺請状・人別送りの戯文は奉公人請状について多くみられる。これらは私人間における契約文書ではなく、前者は当時の寺請制度のもと、且那寺の発行する身元保証書であり、後者は婚姻・離婚・養子縁組・縁組解消に際して、名主（村役人）相互間―人別送り―、また且那寺相互間―寺送り―で取り交わされる送籍手続き文書である。以下に見るとおり、すべて先に掲げた酒づくしの戯文になっている。まず寺請状の戯文である。^①

1 寺請状

⑮ 夫指上申酒々手形寺受上戸之事^(家旨)

一爰ニ樽屋町酒手次郎たなニ罷有ルす、ヤノそこぬけたべ助夫婦、其子ニ酔太郎・神酒之助、娘ニおつる・おなべ・おさ、おかん、かれハ七人之者共、本国ハ江洲酒本、酒々ハ代々上戸酒ニて、しやうちう寺ノ且那ニ少もにこり無御座候、若下戸間よりちろりとなり共ないそう人かつけさしノ者於有之ハ、拙酒何迄も罷出急度呑合、下戸様方へハ少も御難義掛申間敷候、為御酒日之酔て如件

ごみしづく二日酔

たんぼう元年

さかつき八日

徳利屋方八郎殿

中組村

どぶろく寺印

どぶろく寺発行の寺請状である。⑩でみたものほど多様ではない。酒を意味する「さゝ」、「付け差」などが新たに見受けられるのみである。

⑩ 新酒手形之事

一 酒本町三升目大ざけ屋九郎兵衛借家のんだや与郎右衛門・同女房ずだ・悴勘四郎・娘おあい・妹おさよ・親上かん・母しやうちう・姪れん・下女きす、くらひメ九人

右は代々(争)上がうしん(土)しゆ(宗)拙しゆ(寺)たん(軍)ほう(市)う(權)にちろりなく候

一 古酒よりつき出させ候切したん(支)ほ(丹)ころひゑひぐるひにてハ無之候、万一新酒之義ニ付、脇よりつきかけもりかけ候ハゞ、拙しゆ組中たべ出、徳利あい改め引受申吞明(登)みりんも酔め見せ申間敷候、五升(為)のためしん(証)しゆ(宗)手(手)だる(形)の(依)んで(て)くだ(性)の如し

つら(面)ハ(年)十(年)めん

よびだしざん

へどのへいぬの九ウ月

目 連 寺

ぐだつくざん

ひよろ 萬寺

いやもの

むさくざん

八百屋店次郎殿

大そう寺

これは⑧の「本安板」の二丁裏に見えるものである。説明は必要としないと思われるが、日付のところの年が「つら八十めん」とある。これは相手の顔が十にも見えるほどに泥酔して目が回っている様子のもので、落語「親子酒」そのままである。また月の「へどのへいぬ」は反吐を吐きに往ぬ（退出）意であろうか。

2 寺送り

⑰ 寺送り一札之事

銘酒諸白郡伊丹

天手町壺町下り、

酌屋五郎八おさいト申者

一当年十八杯（歳）二相成申候、此度三ツ組町瓢たんや福兵衛方え縁付致候、此者酒旨ハ代々上戸新酒ニ紛無御座候、若酒旨之儀は差之押へる（故）のと古酒申者有之ニおみてハ、拙増罷出赤面（曾）ニてくつと引受、下戸方えハ一杯も御難題相掛ケ申間敷候、為五升酔て如九太夫

頭痛元年

道楽山

自酔日

酒造寺

大酔寺殿

客者衆中

これは婚姻にあたって作成・交付された寺送りの戯文である。（註）隼田は、「差之押へるの」とか、「赤面ニてくつと引受」など、酒飲みや酒席の雰囲気がよく表現されているといい、とくに書留文言の「為後証仍て如件」とくる所

を、斗酒とはいかないまでも、五升も呑んで酔っ払い管を言う（九太夫）様子を表現した部分、そのために二日酔いで「頭痛元年」になったことを示す日付、月を逆さまに書いて「さかずき」と読まず趣向が面白く感じられたという。また住所の「壺町下り」は酒肴の用意ができて「二丁上り」ということ、「瓢たん」は中の果肉を取り除き酒器に用いたが、それを「ふくべ」というので「福兵衛」にかけたものであるなどと、解説がなされている。

⑱ 人別送り一札

一酒居樽屋町吞入丁三猷目跡引五郎八ヶ娘かん、当年十五盃ニ相成申候、為土産火口ニて酒林一ヶ所相添、同州諸白郡味林酒村吞助女房ニ遣し申候、酒旨之義ハ、代々上戸新酒取次旦那ニ紛無御座候、於酒旨之義ニ脇より合之押之御手元之よろつく者有之候ハ、拙曾罷出、徳利ニて埒明、下戸様方え一盃之御難義掛申間敷候、為五盃酔てくたの如し

焼酎元年持越二日酔

数 盃 山

酒 蔵 院

寝酒宿名酒^主

朝柄好右衛門殿

⑰と同様、娘の嫁入りに際して発行された寺送りの戯文である（筆者所蔵）。「酒林」とは酒屋で杉の葉を束ねて球状にして軒先につるして看板にしたもので、娘に持参財産として酒「林一ヶ所」を持たせた意を含んでいる。なお、寺から名主に宛てて出されているが、「人別送り」ならば、差出人も名主でなければならぬところである。

三 必ずびにかえて

ここに十八種の多様な戯文を紹介した。このような戯文の存在は「書式が普及して示す」ものであると春原は述べ、さらに「法律行為のために必要な要件を定め、これに適合する書式を定めるのではなく、書式を一定することによって、法律行為を定型化したこと」が徳川時代法の特徴という（本稿三頁）。たしかに、これら契約文書、とりわけ奉公人請状は富裕層の庶民には日常的に用いたものであるが、上記の戯文が奉公人請状の書式として参考にされ、実用に供されたとは思われない。

そこで、戯文との比較の意味でも奉公人請状の書式について、おおむねどのような内容が書かれるものなのか、手元にある一例を掲げて検討する。⁽¹³⁾筆者所蔵の積玉堂蔵本『嘉永新版 改正手紙案文集 全』には、つぎの書式が載せられている。

奉公人請状之事

一此誰と申者、從_レ生国_ニ能存知慥成者_ニ付、我等請人_ニ相立、貴殿え御奉公_ニ差上候処実正也、御給金之義は当何三月より来ル何三月迄金何程_ニ相定、只今為_レ御取替金何程慥_ニ受取申候、残金之儀ハ追々当人え御渡被下候趣致_レ承知_レ候、尤此者_ニ付、何方よりも差構無之、万_一何様之儀出来候共我等引請、貴殿え御苦勞懸申間鋪候

御公儀様御法度之儀は不_レ及_レ申、御家法為_レ相背_レ申間敷候、若又取逃_レ欠落等致候ハ、早速尋出何様共、御差図次第可仕候、又は長煩等致候ハ、人代成共差出御奉公之間為_レ闕申間敷候事

一宗旨之儀は、代々何宗にて、何寺院旦那二紛無御座候、則寺請状我等方ニ取置申候、御入用之節差出可申候、私共宅替致候歟、旅出致候節は早速御届可申候、為後日請状仍如件

何町何店

年号月日

請人 誰印

人主 誰印

誰殿

その内容は第一項では、請人（保証人）がまず第一に奉公人の身元が確かなる事を保証し、次いで奉公の期間と給金を決め、その代金受領したことを証し、奉公人につき一切を引受、雇い主には苦勞をかけないことを約している。第二項では、公儀御法度はもちろん、奉公先の規則・家法を遵守すること、奉公人が取逃・欠落をしたときは早速差戻次第にし、又長患いときは代理の者を差し出して奉公に欠けることのないようにする。第三項では宗旨は何宗でどの寺を旦那寺にしているか、その寺請状は必要なきはいつでも差し出すこととその後に住所変更や旅行のときは届け出ることが約束されている。ただし、ここでは、奉公人請状に一般的な事項である仕着せについて夏・冬それぞれ何を仕着せにするのかという記載を欠いている。

戯文と比較すれば、明らかにこの書式に固有名詞を書き加える方が適切で、戯文が春原のいう「法律行為を定型化」に寄与することはありえない¹⁴。それならば、戯文にはどのような意味が見出せるのか。隼田は④の「御一見之上大笑天ニ響事」に関連して述べたように（本稿一三頁）、「このようなもの——確かに愚にも付かないものであるかもしれないが——を遣り取りして、『天に響』くほど『大笑』いすることのできた一群の人々の存在」を指摘した。かれらがともに博識な文化教養の持ち主であると同時に、この洒落の面白さを他人に自慢し、かつ誇らしく思

ったことであろう。したがって、それを一枚刷りにしてまで版行したのである。つまり、この戯文は上層庶民の「街学的な遊び心の極致」・「江戸人の洒落心」といえる。しかも戯文の対象とされたものが日常的な契約文書だったことは、同時に庶民意識のなかに契約文書が日常的なものであったことの証左ともなる。⁽¹⁵⁾

なお、隼田はこれ以外に、法令と願書を扱ったものとして「虫三ヶ仲間証文帳」を取り上げている。これは『国書総目録』に「洗濯所より蚤虱蚊どもへ御申出の事並に蚤虱蚊のねがひ書」あるいは「蚤虱蚊雑談」とあるもので、内容は法令（触書）とその答弁書（抗弁書）といえるものである。筆者はこの版本写しや数種の筆写本を収集している。不日、これについても検討を試みる予定であるが、本稿では主として契約書式の戯文の紹介をなし、その意味について、ささやかな私見を述べたに過ぎない。

- (1) 春原源太郎〈資料〉江戸時代法と書式 書式の戯書——〔自由と正義〕一一卷二号、一九六〇年 三八頁。
- (2) 前注(1) 春原〈資料〉江戸時代法と書式—書式の戯書— 三八・三九頁。
- (3) 高木侃「江戸時代の書式—戯書について」『群馬歴史散歩』第六三号、一九八四年) 八〇—一一頁。
- (4) 隼田嘉彦「戯れ文について」『文教国文学』第三十号、一九九三年) 二六九—二八一頁。隼田はこの種のパロディー化された書式を表題の通り「戯れ文」と称する。その上で、先学のなかには「戯文」と称しているものがあるが、ただルビがふられていないからどう詠まれたかわからないとしている(二七九頁)。筆者はかつて「戯書」を用いたが、小稿では、『広辞苑 第六版』にある、たむむれに書いた文章、滑稽を主とした文章の意味で「戯文」の用語で統一する。なお、隼田の地方文書のなかにおけるこの種の戯文を通じての村方の有識者層への慧眼に敬意を表するとともに、管見の限り、隼田の論文が戯文に関する唯一のものであったことの学恩にも感謝する。
- (5) 「手形証文尽」の題につづいて、「こ、にあらハすものハ、世の手がたしやう文のあん文書たる本に、ミなこと、くもれたるものなり、なぜもれたるものなれば、なんのやくにた、ざるゆへもらしたる也、今こ、にそれをあつめて、そのやくにたつものをもらす、そこでこの書ねからつかまへところなし」とある。

- (6) 引用の要領を述べておこう。まず戯文原物は忠実に翻刻したが、翻刻は高木侃『縁切寺満徳寺の研究』(成文堂、一九九〇年)凡例による。当時の用文章には総ルビに近くルビがふられているが、とくに今日と異なるものや意味のあるものみにルビをふり、そのほかのものは省略した。先の戯文で春原は五八斗を本来「御法度」の意であるとして傍注を施したが、以下の引用でも該当箇所本来の書式で用いられる語句とを()内に入れて傍注にしたが、本来の物、わずかながらみられる誤字、判読不能文字等も()内に入れて、正字・ママ等を傍注した。なお、行取りは原文のままではなく、追込みした。
- (7) すでに吉田豊著『寺子屋式 古文書手習い』(一九九八年、柏書房)一〇四〜一〇九頁に紹介されている。
- (8) 前注(4) 隼田「戯れ文について」二七三〜二七五頁。
- (9) すでに前注(3) 高木「江戸時代の書式—戯書について—」一頁に紹介した。
- (10) 『福井市史 資料編9 近世七』(福井市、一九九四年)八〇〇〜八〇二頁。「」内の傍注は高木の注である。『福井市史』(引用文三行目)では、「御子」とあるが、これをして奉公人と考えれば、「差し上げ」とすべきで「慥にいただき」というのは不適切である。編集室からご患与された写によって、筆者はこれを「御両(五両)」と読み、六ヶ月の給金の意と考えた。
- (11) 前注(4) 隼田「戯れ文について」二七二頁。
- (12) 『福井市史 資料編3 近世二』(福井市、一九八六年)四一〇・四一一頁に翻刻と隼田の解説がなされている。
- (13) 飯盛女の奉公人請状については、「徳川時代後期家族法関係資料(三)―武州日光道中大沢町飯売下女年季奉公人関係文書―」(『専修法学論集』第95号、二〇〇五年)一二七〜一四八頁に紹介したことがあるが、奉公人請状そのものについての実証的研究はしていない。
- (14) 『諸用 付会室文』の「手形証文尺」前説でも「なんのやくにた、ざる」ものとしている如くである。前注(5) 参照。
- (15) 辻善之助『田沼時代』(岩波文庫、一九八〇年)二二四頁に用語「戯文」が用いられている旨、隼田の指摘があったが、同書一五八・一五九頁に奉公人請状を用いた落書を紹介されている。まさに契約文書が日常的なものであった一例証である。左に引用する。傍点は辻の施したものである。
- 差上申す請状の事
- 一 このけちと申す女、生国貧州かつえ郡くわす村にて随分始末成る者に御座候間、我ら御請に罷立ち、五カ年御儉約中、御奉公に差上げ候処、実正也。御給金の儀は、一カ年五匁銀一枚に相定め、御取替として、四文銭五十文御渡し下され、慥かに受取り申し候。

一 御公儀様御法度の汁菜の儀は申上ぐるに及ばず、女に似合わず大くらしい仕り候か、または焼きそにても、度々なめ候わば、如何様にひだるいめ仰付られ候とも、違背仕るまじく候事。

一 宗旨の義は、代々銭宗にて、御益町困究寺旦那に紛れ御座なく候、この女方一相煩い候わば、我ら方より返料差上げ申すべく候、後日のため仍て件の如し

押込御門外

命和卯月

請人 山下屋平兵衛

西欲はん町

田沼右近様御内

人主 川井や次郎兵衛

水野小右衛門殿

【付記】

本稿は「はしがき」に記述の通り、近世離婚法研究の派生的成果であり、その意味で、平成二〇年度専修大学研究助成（個人研究）「徳川時代の婚姻法に関する実証的研究」の成果の一部である。特記して感謝の意を表したい。